

議案第 36 号

甲府市福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
甲府市福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市福祉センター条例の一部を改正する条例
甲府市福祉センター条例（昭和 49 年 3 月条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表の甲府市玉諸福祉センターの表を次のように改める。

甲府市玉諸福祉センター

施設の区分	利用の種別	
	専用のもの	共用のもの
老人センター	集会室、休養室 2、機能回復訓練室	会議室、生活・保健指導室、資料室、栄養指導室、図書・教養娯楽室、技術室、浴室 2、ロビー、湯沸室 2
障害者センター	休養室、機能回復訓練室、特殊浴室 2	
母子・父子センター	休養室 2	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

甲府市玉諸福祉センターの建替えに伴い、同センターに置く施設を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。